

平成15年3月に策定された「伊東市市民参画のまちづくり推進計画」は計画期間を概ね10年間としていることから、平成19年度及び平成24年度において、進捗状況を調査し、報告を行うものです。

市民参画推進のための主な取組の状況

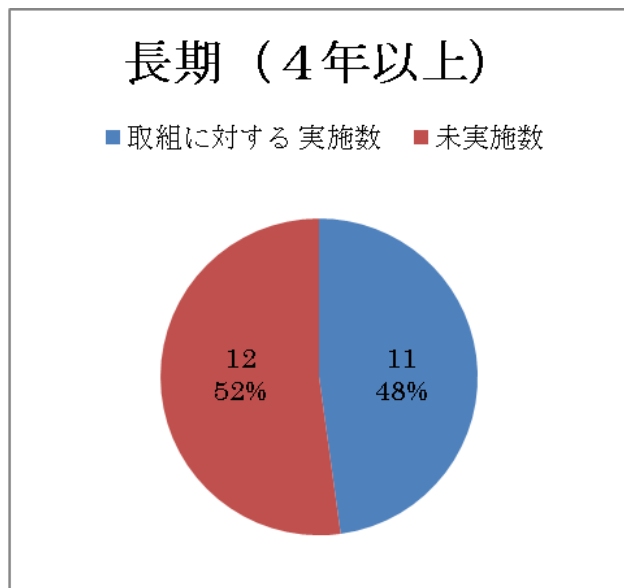
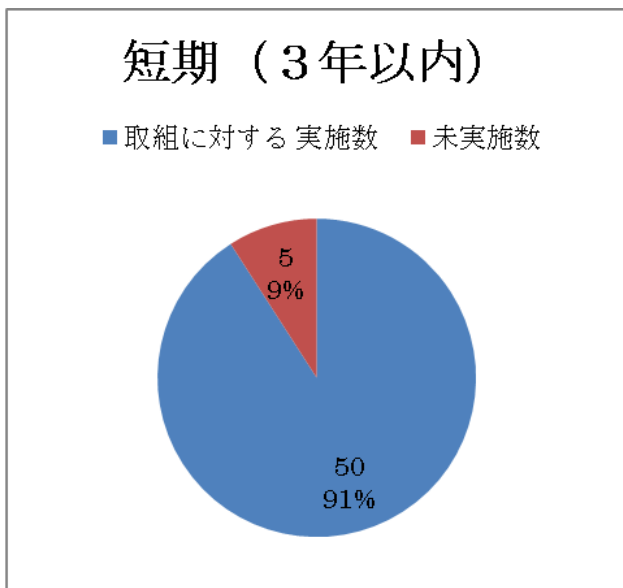
「市民参画のまちづくり推進計画」の進捗状況調査報告

全33課に対し、進捗状況調査を行った。(調査日：平成25年3月31日現在)

「短期の取組」91%、「長期の取組」48%、全体で78%、78件の取組に対し、227件の実施があった。平成19年度末に行った調査(「短期の取組」70%、「長期の取組」24%、全体で60%、78件の取組に対し156件の実施)と比較して「長期の取組」を中心に実施が進んでいる。

【平成24年度調査取組状況】

	取組数	取組に対する 実施数	未実施数	実施率	実施件数
短期(3年以内)	55	50	5	91%	217
長期(4年以上)	23	11	12	48%	10
全取組	78	61	17	78%	227



すぐに着手すべき取組(概ね3年以内)、すでに実施している取組を「短期」に、中長期的な観点から取り組むべき課題(4年以上)を「長期」に区分しています。

「市民参画のまちづくり推進計画」では、

伊東市における市民参画の問題・課題として次の6つがあげられていました。

市民意識を高め、まちづくりを担う人材を育成する必要があります。

- ・ 都市化の進展や生活様式の多様化等により、地域への愛情や地域コミュニティとのつながりが希薄となり、市民のまちづくりへの参加は全体的に少なくなる傾向にあります。
地域を支えるのは市民であり、若い世代を含めて、市民意識を高め、今後のまちづくりを担う人材を育てていく必要があります。
- ・ まちづくりに参加したい市民もいますが、どのようにすればよいかわからない、参加のきっかけがないために、参加できていない状況もあるようです。また、仕事や子育てのために、まちづくりへの参加が難しい市民も多いと思われます。
市民・事業者・行政が協力し合って、まちづくりに参加しやすい環境をつくっていく必要があります。

市政・まちづくりの情報を行政と市民・市民間で共有する必要があります。

- ・ まちづくりの情報を提供・交換する手段や機会が不足していることで、市民と市民、市民と行政の間において、各自の活動等が相手に伝わりにくい状況になっています。
市民と行政、市民と市民が連携して、本市のまちづくりを推進していくために、情報を共有できる環境を整える必要があります。
- ・ 伊東市情報公開条例により、市民が必要な情報を得ることができるようになっていますが、市民にとっては、行政用語によるわかりにくさや表現のあいまいさ等の問題もあります。また、情報を得ることのできる場が少なく、必要な情報を探すことは市民にとっては難しいことです。
市民が気軽に情報を入手でき、情報の内容を理解できるようにしていく必要があります。

市民団体の活動に必要な場所・設備、資金の確保を支援する必要があります。

- ・ 市民団体が、会合や交流、イベント等を行うための場所・設備が不足している状況にあります。既存の公共施設は、各種の制限により、市民にとって利用しにくいものになっています。
市民や事業者の協力を得て、市民団体の活動に必要な場所・設備を確保していくことが求められます。
- ・ 市民団体の多くが、まちづくり活動を行うための資金が不足している状況にあります。
市民団体が収益を目的とした活動にも取り組んでいくとともに、市民や事業者による資金面での協力を得ていく必要があります。

政策形成の過程で市民参画を進める必要があります。

- ・ 本市は、これまで、各種行政計画の作成やイベント事業の実施等において市民参画を推進してきました。今後は、施策を立案・実施する段階において市民の意見を生かす機会を一層拡充し、幅広い層の市民参画を得ていくことが求められます。あわせて、行政は、市民の意見をどのように生かしたのかを説明する必要があります。

市民と行政が協働して事業を行うことが求められます。

- ・ 本市は、公共施設の里親制度の実施など、市民団体等への支援に取り組んでいます。
市民のニーズの多様化、市民団体の活動の活発化、行財政の縮小化が進む中で、今後、市民と行政の協働による事業実施や市民団体への事業委託に積極的に取り組んでいくことが求められます。

市民によるまちづくりを支援する体制を整える必要があります。

- ・ 行政内で、市民によるまちづくりや市民活動を支援する担当組織が明確になっておらず、相談等に応じることのできる市職員が多くいません。そのため、市民や市民団体が活動の相談をする場があまりないのが現状です。
- ・ 行政及び市民側において、市民によるまちづくりを支援する体制を整えるとともに、市職員の市民参画についての意識、知識や技術を高めていくことが求められます。

その問題・課題を踏まえ、市民参画のまちづくりを推進していくために、取組の基本的な方向性を定めていました。

市民参画推進の基本的な方向性

まちづくりの意識を高め、市民の主体的な参加を促進します

子どもや若い世代を含めた、市民のまちづくりの意識を高め、まちづくりを担う人材を養成していきます。

保健・福祉、環境保全、美化、観光など様々な分野において、また、各地域において、町内会等の地域団体やテーマを持った市民団体等が中心となって、多くの市民がまちづくりに参加しやすい環境を整え、声を掛け合い、市民の主体的な参加を進めます。

地域団体やテーマ型の市民団体のネットワークを強化し、団体間の交流やまちづくり活動の連携を進めます。

市民活動や市政の情報を積極的に発信し、みんなで共有します

市民活動に関する様々な情報を収集し、各種メディアを活用して発信し、多くの市民や行政が市民活動に係る情報を共有できる仕組みを整えます。

事業等の各段階における情報や委員会・審議会等の内容を積極的に公開していくとともに、情報をわかりやすく提供すること、気軽に情報を得ることができる環境をつくることに努めます。

市民活動への支援を進めます

市民活動を促進するために、市民、事業所、行政が協力し合って、活動場所や必要な設備、力を貸してほしい人材、資金等の確保を支援する仕組みを整えます。

市民活動の立ち上げ方や運営、まちづくりのための制度の活用、NPO法人の設立・運営等について相談を行うことができる体制を整えます。

市政への市民参画を推進します

広聴の手段・対象を拡充し、幅広い市民から市政への意見を収集することに努めます。

施策の立案・実施・評価それぞれの段階における市民参画、各種委員会等における幅広い層の市民参画を推進するとともに、市民提案への対応を説明することを推進します。

市民によるまちづくりの提案、市民と行政の協働事業の実施や市民団体への事業委託などにより、市民と行政の協働による市政運営を推進します。

市民参画によるまちづくりを進める体制を整えます

市民活動に関する相談や支援を行う庁内組織をつくるとともに、専門的知識を有する市職員の育成、市職員の市民活動への参加を推進します。また、市民活動の相談や支援を行う市民団体を育成します。

市民参画によるまちづくりを推進するため、市民参画による市政運営の方針、市民活動の支援方策等を制度化することを進めます。

また、市民参画推進の基本的な方向性に沿って、具体的な取組を以下のように定めました。

【具体的な取組の体系】

方向性	具体的な取組	
1) まちづくりの意識を高め、市民の主体的な参加を促進します	(1) 市民のまちづくりの意識を高めていきます	①まちづくりについての市民意識を調査します ②市民のまちづくりへの関心、参加意識を高めます ③学習の場を設け、まちづくりを担う人材を養成します ④学校等でまちづくりの教育に取り組みます
	(2) 市民のまちづくりへの主体的な参加を促進します	①ボランティア活動を促進します ②魅力ある市民活動の場をつくり、参加の呼びかけを促進します ③町内会などコミュニティ組織による地域活動を活性化します ④事業所の協力により市民が活動しやすい環境をつくります
	(3) 市民相互の交流・連携を促進します	①市民団体のネットワークを強化します ②地域団体とテーマ型市民団体の交流・連携を図ります
2) 市民活動や市政の情報を積極的に発信し、みんなで共有します	(1) 市民活動の情報を収集・発信し、みんなで共有します	①市民活動に関する様々な情報の収集を進めます ②各種メディアを活用し、市民活動に関する様々な情報を発信します ③情報が集まり、情報を得ることができる場、交換できる場をつくります ④行政内で市民活動に係る情報を共有します
	(2) 行政情報の公開・提供に努めます	①情報公開・提供を積極的に推進します ②委員会や審議会等の公開を推進します
3) 市民活動への支援を進めます	(1) 市民活動に必要な場所や設備、人材の確保を支援します	①会議室や機材等を自由に利用できる市民活動の拠点をつくります ②市民や事業所による活動場所や設備の提供を促進します ③市民活動に利用できる場所や設備の情報を整理し、情報提供を行います ④人材を求めている人と提供できる人が結びつく仕組みをつくります
	(2) 市民活動に必要な資金等の確保を支援します	①市民活動の助成制度を整えます ②既存の助成制度の情報をとりまとめ、情報提供を行います ③市民や事業所による市民活動資金への協力を促します ④まちづくりにおける互助と互酬のしくみづくりを検討します
	(3) 市民活動の相談を行います	①活動の進め方や活動資金づくり等の相談を行います ②NPO 法人の設立・運営への相談を行います
4) 市政への市民参画を推進します	(1) 幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます	①幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます
	(2) 施策の立案・実施・評価段階における市民参画を推進します	①施策の立案・実施・評価段階における市民参画を推進します ②各種委員会や審議会における幅広い層の市民参画を進めます ③市民提案への対応を説明することを推進します
	(3) 市民と行政の協働による市政運営を推進します	①市民が自主的に市政を考え、行政に提案する場をつくります ②市民と行政の協働による事業実施や市民団体への事業委託を推進します
5) 市民参画によるまちづくりを進める体制を整えます	(1) 市民活動に関する相談や支援を行う組織をつくります	①市民活動に関する相談や支援を行う庁内組織をつくります ②市民によるまちづくり支援組織を育成します
	(2) まちづくりに対応できる職員を養成します	①まちづくりの知識・技術を有する職員を養成します ②市職員の市民活動への積極的な参加を推進します
	(3) 市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを進めます	①市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを進めます

具体的な取組は次のとおり定め、進めてまいりました。

1) まちづくりの意識を高め、市民の主体的な参加を促進します。

(1) 市民のまちづくりの意識を高めていきます

①まちづくりについての市民意識を調査します

若い世代を含めた市民を対象に、アンケートやヒアリング等により、まちづくりへの参画の意識や参加したい活動等についての調査を実施します。

②市民のまちづくりへの関心、参加意識を高めます

広く市民に向けて、市広報や市ホームページ等により、市民参画や市民活動に係る様々な情報を発信します。

市民団体と行政が連携して、まちづくりに係るイベントやシンポジウム等を開催します。

③学習の場を設け、まちづくりを担う人材を養成します

生涯学習の実践の中で、様々な分野におけるまちづくりについて、市民が学習する機会を充実します。

また、市民活動をサポートする人材の養成を図ります。

④学校等でまちづくりの教育に取り組みます

子どもや若者のまちづくりの意識を高めるため、小学校、中学校、高校の総合的な学習の時間等において、市民の協力を得ながら、まちづくりをテーマにした学習を推進します。

児童、生徒が授業や放課後において、福祉や自然保護など、実際にボランティア活動を体験できる場づくりを促進するとともに、幼稚園や保育園において、親子でまちづくりを楽しむことのできる場づくりに努めます。

(2) 市民のまちづくりへの主体的な参加を促進します

①ボランティア活動を促進します

保健・福祉、環境保全、美化、観光など様々な分野において、市民のボランティア活動を促進します。

ボランティア活動の輪を広げるために、ボランティアの有償化、活動の分だけ福祉サービス等を受けることができるポイント制度の導入、保険制度の導入等を検討します。

②魅力ある市民活動の場をつくり、参加の呼びかけを促進します

多くの市民が市民活動に参加したいと思えるように、魅力ある活動テーマの設定や活動内容における工夫に配慮します。

活動にあたって、市民同士で参加を呼びかけ合い、学校や各種サークル等に参加を呼びかけるとともに、若い世代が集まって、楽しんでまちづくりに取り組むことのできる場づくりを促進します。

③町内会などコミュニティ組織による地域活動を活性化します

地域住民に活動参加への呼びかけを促進するとともに、町内会や地域団体の組織体制の見直し、世代間の連携の強化等を図ります。

地域におけるまちづくりのリーダーを育成するために、役員等を対象とした学習会などを開催します。

④事業所の協力により市民が活動しやすい環境をつくります

事業所に対し、従業員が市民活動に参加しやすい環境づくりへの協力を求めています。

事業所によるまちづくり活動の実施や市民活動への参加を促進します。

(3) 市民相互の交流・連携を促進します

①市民団体のネットワークを強化します

各団体の活動の活性化を図るとともに、各団体が連携したまちづくりを展開するため、市民団体のネットワークを強化します。

②地域団体とテーマ型市民団体の交流・連携を図ります

地域におけるテーマ型市民団体の活動の円滑化、地域団体による活動の活性化等のために、地域団体とテーマ型市民団体の交流や連携が進む場・体制づくりを進めます。

2) 市民活動や市政の情報を積極的に発信し、みんなで共有します。

(1) 市民活動の情報を収集・発信し、みんなで共有します

①市民活動に関する様々な情報の収集を進めます

市民団体の様々な活動やイベントなどの情報を収集し、わかりやすく整理します。

②各種メディアを活用し、市民活動に関する様々な情報を発信します

収集した市民活動に関する様々な情報を、市広報、市ホームページ、コミュニティFM、CATV、新聞など各種メディアを活用して発信していきます。

③情報が集まり、情報を得ることができる場、交換できる場をつくります

市民が気軽に立寄って、まちづくりの情報を得ることができる場、個々の情報を発信できる場、市民の間で「知りたいこと」と「知らせたいこと」の情報交換等ができる場を確保します。

④行政内で市民活動に係る情報を共有します

行政内において、市民活動に係る情報を各課・職員が交換し共有する体制づくりを推進します。

(2) 行政情報の公開・提供に努めます

①情報公開・提供を積極的に推進します

公開対象となる情報の拡大、情報のわかりやすい表現に努めます。

事業等の企画・立案、実施、評価の各段階において、その内容をわかりやすく、具体的に公開・提供していくとともに、市民が行政情報を気軽に得ることができるように、情報コーナーや市ホームページの一層の充実を図ります。

②委員会や審議会等の公開を推進します

各種委員会や審議会等の公開を進めます。また、各種審議会等の内容を多くの市民が知ることができるよう、会議記録の公開を進めます。

3) 市民活動への支援を進めます

(1) 市民活動に必要な場所や設備、人材の確保を支援します

①会議室や機材等を自由に利用できる市民活動の拠点をつくります

市民や市民団体が、会議や交流のための部屋、コピー機やパソコン等の機材等を自由に利用することができる場所の確保を図ります。

市民活動の場としてコミュニティセンター等の公共施設が利用しやすくなるように、利用規則や利用料金、利用時間等の見直しを推進します。

市民活動を紹介する機関紙やホームページ等を作成し情報を発信できるよう、作成の技術面などに関してサポートできる人材の確保に努めます。

②市民や事業所による活動場所や設備の提供を促進します

事業所の会議室や設備、空き店舗等を市民団体に貸し出すことを促進します。

③市民活動に利用できる場所や設備の情報を整理し、情報提供を行います

市民活動に利用できる公共施設及び民間の施設、公共の設備及び民間の設備について情報を収集し、その提供を推進します。

活動に必要な場所やものを求めている市民・市民団体と、貸し出すことができる市民を結びつける仕組みづくりを推進します。

④人材を求めている人と提供できる人が結びつく仕組みをつくります

まちづくりに係る知恵や技術を持った市民を、それを求めている市民・市民団体に紹介・あっ旋する仕組みづくりを推進します。

(2) 市民活動に必要な資金等の確保を支援します

①市民活動の助成制度を整えます

市民活動を資金面から支援するため、まちづくりに係る活動費や必要資材・器具を支給する制度づくり、既存の補助金制度の見直し・整理・交付基準の明確化を図ります。

助成にあたっては、各市民団体の活動内容の審査、成果の評価を行い、助成の内容や活動結果の公表に努めます。

②既存の助成制度の情報を取りまとめ、情報提供を行います

市や県、国、各種の公益法人等の既存の助成制度に係る情報を取りまとめ、行政の担当組織や市民活動センター等で情報の提供を推進します。

③市民や事業所による市民活動資金への協力を促進します

市民活動への協賛金による協力を今後も促進するとともに、様々な市民活動を資金面から支援する募金の実施や基金の設立等を検討し、市民や事業所の協力を求めています。

④まちづくりにおける互助と互酬のしくみづくりを検討します

市民や市民団体がまちづくりにおいてできることを登録し、他の市民等の活動に協力した市民等にポイントを支払い、そのポイントを用いて、他の市民等に協力を求めることができる、互助と互酬のしくみづくりを検討します。

(3) 市民活動の相談を行います

①活動の進め方や活動資金づくり等の相談を行います

行政の担当組織や市民活動センター等により、活動の立ち上げ方や進め方、まちづくりのための制度の活用、活動資金づくり等の相談を行います。

②NPO法人の設立・運営への相談を行います

NPO法人の設立や運営に係る相談を行います。

4) 市政への市民参画を推進します

(1) 幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます

①幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます

常に、幅広い市民から市政に関する意見を収集するため、意見箱や市民の声専用ファクシミリ、電子メールなど、市民の意見や提案を募集する広聴の手段・対象の拡充に努めます。

(2) 施策の立案・実施・評価段階における市民参画を推進します

①施策の立案・実施・評価段階における市民参画を推進します

施策の立案時点において、市民による検討を行うための会議の開催等を推進します。性別、年齢、地域、職業などに配慮し、様々な立場の市民が参加できるように努めるとともに、会議に参加しやすいように、開催の日時や場所、会議の進め方、託児等に配慮します。これに対応して、市職員の勤務時間の弾力化を図ります。

市窓口や市ホームページ等により、重要な施策について、その必要性、内容案、費用、効果等を公開し、広く市民の意見を募集することを推進します。

各種市民サービスの実施、市主催イベントの開催、公園など生活施設の整備等の事業について、実施・運営の場面での市民の参画を推進します。

庁内における行政評価の内容の公開を図るとともに、市民による評価の実施を検討します。

②各種委員会や審議会における幅広い層の市民参画を進めます

各種委員会や審議会等において、性別、年齢、職業、役職など幅広い層からの市民参画を推進します。

③市民提案への対応を説明することを推進します

市民からのまちづくりの提案について、取り扱いの結果を説明することを推進します。あわせて、提案内容と行政の対応を広く市民に公開していきます。

(3) 市民と行政の協働による市政運営を推進します

①市民が自主的に市政を考え、行政に提案する場をつくります

市民が主体となって、市民の意見を収集し、まちづくりの課題について話し合い、行政に提案する体制を整えます。

②市民と行政の協働による事業実施や市民団体への事業委託を推進します

市民・市民団体と行政の協働による事業の実施、市民サービス提供等の市民団体への委託を推進します。

5) 市民参画によるまちづくりを進める体制を整えます

(1) 市民活動に関する相談や支援を行う組織をつくります

①市民活動に関する相談や支援を行う市内組織をつくります

市民活動に関する総合相談・支援、各課における市民参画や市民との協働事業の指導、市民活動や支援制度等についての情報の蓄積等を行う担当組織の設置を推進します。

②市民によるまちづくり支援組織を育成します

市民活動の相談や支援を行う市民団体を設立・育成します。

(2) まちづくりに対応できる職員を養成します

①まちづくりの知識・技術を有する職員を養成します

市職員の市民参画についての理解を深め、意識を高めるとともに、専門的知識・技術を有する職員の育成を図るため、市民活動や市民参画に係る研修等を実施します。

②市職員の市民活動への積極的な参加を推進します

市民団体や地域団体の活動への市職員の自発的な参加を促進します。

(3) 市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを進めます

①市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを進めます

まちづくりの基本的な考え方、市民参画による市政運営の基本方針、市民活動の支援方策等を明確にする制度の制定を検討します。

「具体的な取組」の中から、市民参画のまちづくりを重点的・先導的に進めていくための事業として、リーディングプロジェクトを設定していました。

【リーディングプロジェクトの一覧】

〈市民参画推進の取組の基本的な方向性〉

〈リーディングプロジェクト〉

